

## 鳴門市新商品の生産による新事業分野開拓者認定要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」（以下「新事業分野開拓者」という。）として、市内の者を市長が認定し、随意契約による当該商品の購入を可能にすることにより、購入機会の拡大を図り、もって本市産業の活性化に資することを目的とする。

(申請対象者)

**第2条** 新事業分野開拓者の認定の申請をすることができる者は、市内に本店若しくは主たる事務所又は生産施設を有する法人若しくは個人とする。

(認定の申請等)

**第3条** 新事業分野開拓者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新事業分野開拓者認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書（様式第2号。以下「実施計画書」という。）
- (2) 定款及び登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (3) 申請者が法人である場合は、直近事業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、直近事業期間の事業内容等の概要を記載した書類）。申請者が個人である場合は、確定申告書等の写し。
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 新商品に関する資料（パンフレット、写真等）

(審査会の設置)

**第4条** 新事業分野開拓者が提出した実施計画書等を審査するため、鳴門市新事業分野開拓者認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は次の各号に掲げる職にある者をもってあて、副市長を委員長とする。

- (1) 副市長
- (2) 政策監
- (3) 企画総務部長
- (4) 経済建設部長
- (5) 経済局長

(6) 商工観光課長

(7) 契約検査室長

- 3 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 審査会は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。
- 5 審査会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(新事業分野開拓者の認定)

**第5条** 市長は、第3条第1項の申請書及び同条第2項の実施計画書等の提出があった場合において、当該実施計画書等が次条の認定基準のいずれにも適合するものであると確認したときは、申請者を新事業分野開拓者として認定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により認定を行うときは、審査会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、新事業分野開拓者の認定の可否を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知するものとする。
- 4 認定の有効期限は、認定の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日とする。

(新事業分野開拓者の認定基準)

**第6条** 前条第1項の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 新たな事業分野の開拓に係る新商品が既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇<sup>はんちゆう</sup>に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇<sup>はんちゆう</sup>に属するものであっても、既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇<sup>はんちゆう</sup>に属するものであると認められること。
- (2) 新たな事業分野の開拓に係る新商品が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与すると認められること。
- (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- (4) 実施計画が実現可能な内容であること。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。
- (6) 実施計画の内容が公序良俗に反しないこと。
- (7) 市の機関における使途が見込まれること。

(実施計画の変更)

**第7条** 新事業分野開拓者の認定を受けた者は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、新事業分野開拓者認定変更申請書（様式第3号）により申請し、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の有効期限は、第5条第4項により定められた有効期限とする。

(認定の取消し)

**第8条** 市長は、新事業分野開拓者の認定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、当該認定を取り消すことができる。

(1) 第6条に定める認定基準に適合しなくなったと認められるとき。

(2) 実施計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って新たな事業分野開拓を図るための事業を実施していないと認められるとき。

(3) 法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、すみやかにその旨を当該事業者に通知する。

3 前項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定を取り消された者の負担とする。

(報告等)

**第9条** 市長は、必要があると認めるときは、新事業開拓者の認定を受けた者に対して、実施計画の遂行状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 新事業分野開拓者の認定を受けた者は、実施計画にかかる事業を中止したときは、事業中止届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(市の責務)

**第10条** 市は、認定を受けた者が生産する商品について、ホームページ等で紹介することとする。

(庶務)

**第11条** 新事業分野開拓者の認定に関する庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。